令和８年（フ）第５５６０号
東京都世田谷区北沢３丁目５－８－202
債務者　金内　　豊
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５９０号
東京都北区豊島１－33－２－501、住民票上の住所東京都北区豊島２丁目13－５
債務者　大図　英貴
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５９１号
東京都北区豊島１－33－２－501、住民票上の住所東京都北区豊島２丁目13－５
債務者　大図　温美（旧姓藤枝）
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５９９号
東京都大田区中央７丁目６－13－101
債務者　芦田　一美
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６０３号
東京都板橋区若木２丁目36－10－203
債務者　冨澤　優翔
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６６４号
東京都渋谷区神泉町25－１　医療法人社団明生会セントラル介護医療院、住民票上の住所東京都渋谷区幡ヶ谷２丁目１－１－501
債務者　鈴木ひろ子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６６５号
東京都足立区栗原３丁目10－19－819
債務者　中山　浩美
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６６７号
東京都足立区西新井本町１丁目８－６　華荘７号
債務者　濱野　　強
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６６８号
東京都世田谷区給田３丁目16－３－202
債務者　岡崎　勝己
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６８５号
東京都渋谷区本町５丁目33－３　エミールⅡ203
債務者　小野寺辰一
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６９３号
東京都世田谷区北烏山２丁目９－１－612
債務者　佃　　芳江
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６９５号
東京都足立区中央本町２丁目６－１－103
債務者　伊藤　義則
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６９６号
東京都足立区保木間３丁目20－６－307
債務者　上原　美織
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６９８号
東京都練馬区練馬２丁目29－43－401
債務者　高木　英行
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７２６号
東京都江戸川区船堀１丁目１－26－823
債務者　磯谷　洋和
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部